

秦野赤十字訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社が設置する秦野赤十字訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：秦野赤十字訪問看護ステーション
- (2) 所在地：神奈川県秦野市立野台一丁目1番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日まで但し、国民の祝日、および12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) 病状・障害・全身の観察
- (4) 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理
- (5) そのほか医師の指示による処置

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置料として2万円を徴収する。

(2) 次条に定める交通費はその実額を徴収する。

【介護保険】通常の事業の実施地域を越えた場合片道1km当たり20円の額を徴収する。

【医療保険】片道1km当たり20円の額を徴収する。

(3) 利用者宅の周辺で訪問看護業務に使用する車両の駐車場を確保することが困難な場合は、周辺の有料駐車場などを利用しその実費代金を徴収する。

3 緊急時訪問看護加算を契約されない方に、臨時訪問や延長訪問をした場合以下の額を徴収する。

昼間（8：00～18：00）	30分毎	5,000円
早朝（6：00～8：00） 夜間（18：00～22：00）	30分毎	6,500円
深夜（22：00～6：00）	30分毎	7,500円

4 利用者の都合でサービスを中止する場合には、前日又は当日キャンセルは、次のキャンセル料を徴収する。ただし、利用者の容態の急変など、やむを得ない事情の場合は、キャンセル料は不要とする。キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせて徴収する。

サービス利用日の前々日まで	無料
サービス利用日の前日まで	利用者負担の50%
サービス利用日の当日	利用者負担の100%

費用の支払いを受けた場合には、利用者またはその家族に対して文書で説明したうえで、支払い同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は秦野市・足柄上郡中井町・平塚市とする。

(相談・苦情対応)

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。
- 相談担当者氏名 鈴木里佳
連絡先 電話/FAX 0463-85-6638
受付日及び受付時間 月から金曜日/8:30 から 17:00

(事故処理)

- 第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。アクシデントについては、通年の保管とする。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策に従業者に十分に周知する。
(2) 虐待の防止のための指針を整備する。
(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

- 第16条 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、法令に基づき健康診断を実施し必要な管理を行う。
- (1) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(廃棄物の処理)

- 第17条 診療の補助等で生じた廃棄物のうち、鋭利なもの（注射針、注射器、針付きのチューブなど）について、感染や事故の防止の観点から、ステーションでの処理をする。
- (1) 廃棄物の取扱いについては、看護師から利用者及びその家族に適切に処理できるよう指導をする。

(その他運営についての留意事項)

- 第18条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後1ヶ月以内の初任研修
(2) 年2回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保管しなければならない。

附 則

- この規程は、平成12年7月1日から施行する。
この規程は、平成15年12月1日から施行する。
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年1月31日から施行する。
この規定は、令和5年4月1日から施行する。